

令和8年度第1回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和8年4月24日(金) 午後2時  
 召集場所 清須市役所北館2階 第1会議室・第2会議室  
 開 会 令和8年4月24日(金) 午後2時  
 出席委員

農業委員							
1.伊藤 正敏	○	2.酒井 温司	○	3.丹羽 保宏	○	4.横井 満之	○
5.中野 浩光	○	6.三宅 正恭	○	7.石塚 晴郎	○	8.岩田 房喜	○
9.鈴木 正	○	10.後藤 善一	○	11.星野 清明	○	12.水野 格廉	○
13.小島 慶久	○	14.木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15.鈴木 朝明(北部)	○	16.渡邊 由美子(西部)	×	17.堀田 啓(南部)	○		

計 16 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 三宅 祥夫  
 主 事 高味 俊夫  
 主 事 光田 真聖

議事日程

1 提出案件

提出案件

(1) 議決案件

議案第1号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 1件  
 議案第2号 農用地利用集積等促進計画策定の要請 …… 2件  
 (一括契約)

(2) 報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 4件  
 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 16件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

満開だった桜も散り、陽気もよくなってきましたが、まだ日によって気温差があります。委員のみなさまには、体調管理に十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、令和8年度第1回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は、渡邊推進委員より事前に欠席の連絡がありましたが、2名の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は10番 後藤 善一（ごとう ぜんいち）委員 11番 星野 清明（ほしの きよあき）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第1号】農地法第5条の規定による許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、申請番号R8-1をご覧ください。

最初に議案書の内容につきまして、一点訂正をお願いします。面積が121㎡となっておりますが、88㎡が正しい数値です。お手数おかけして申し訳ございませんが、訂正をお願いします。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

その他、申請地、地目、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は配偶者と子供の3人で現在刈谷市内の共同住宅にて居住しています。今後も家族が増え、手狭になること等を考え、住宅建築の考えに至りましたが、申請者には自己所有地がありません。

住み慣れた本家付近の市街化区域で土地を探しましたが見つからず、途方に暮れていたところ、母が所有する申請地と父が所有する実家の一部を利用する承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、立地基準のエー（ア）－b－（b）街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当し、第3種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

木 村 委 員 この案件の地元は木村委員になりますが、  
分家住宅であるということですので問題ございません。  
面積が減ったのは何故ですか。

事 務 局 住宅建築にあたり、尾張建設事務所の方より面積を減らす必要があると  
指摘があったとのことで面積を変更する運びになっております。

木 村 委 員 建築だけの問題であれば農地転用については問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいで  
しょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として  
「許可する」ことといたします。

続きまして、【議案第2号】農用地利用集積等促進計画策定の要請につ  
いて2件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案書2ページをご覧ください。

こちらは農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に  
基づき、農地利用集積等促進計画を定めることを基金に要請するため、審  
議をお願いするものです。

申請番号R8-1についてです。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用  
調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生しま  
す。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権  
利は使用貸借権で期間は10年間となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

星 野 委 員 この案件の地元は星野委員になりますが、  
問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、申請番号 R8-2 についてです。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

星野委員 この案件の地元は星野委員になりますが、問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして【報告第1号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出4件及び【報告第2号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出16件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書 3 ページをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出4件を説明します。

申請番号 R7-47 についてです。

所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は倉庫兼事務所建築です。こちら宮田用水が該当し、始末書が添付されております。担当は小島委員です。

小島委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-48 についてです。

所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅および事務所建築です。こちら始末書が添付されております。担当は渡邊推進委員ですが、事務局へ問題ない旨のご連絡をいただいております。

申請番号 R8-1 についてです。

所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は共同住宅建築です。こちら宮田用水が該当しております。担当は中野委員です。

中野委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-2 についてです。

所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は共同住宅建築です。担当は中野委員です。

中野委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 4 ページをご覧ください。報告第 2 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 16 件を説明します。

申請番号 R7-135 についてです。

所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は渡邊推進委員ですが、事務局へ問題ない旨のご連絡をいただいております。

申請番号 R7-136 についてです。

所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は渡邊推進委員ですが、事務局へ問題ない旨のご連絡をいただいております。

申請番号 R7-137 についてです。

所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は資材置き場で、一時転用です。担当は中野委員です。

中野委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 5 ページをご覧ください。

申請番号 R7-138 についてです。

所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、再転用です。担当は堀田推進委員です。

堀田推進委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-139 についてです。  
所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は岩田委員です。

岩田委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-140 についてです。  
所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。担当は星野委員です。

星野委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-141 についてです。  
所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、再転用です。担当は鈴木正委員です。

鈴木正委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 6 ページをご覧ください。  
申請番号 R7-142 についてです。  
所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は石塚委員です。

石塚委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-143 についてです。  
所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら始末書が添付されております。担当は堀田推進委員です。

堀田推進委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-144 についてです。  
所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら始末書が添付されております。担当は堀田推進委員です。

堀田推進委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-145 についてです。  
所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は分譲住宅建築です。担当は伊藤委員です。

伊藤委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 7 ページをご覧ください。  
申請番号 R7-146 についてです。  
所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で再転用

です。担当は中野委員です。

中野委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-1 についてです。

所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は渡邊推進委員ですが、事務局へ問題ない旨のご連絡をいただいております。

申請番号 R8-2 についてです。

所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら始末書が添付されております。担当は渡邊推進委員ですが、事務局へ問題ない旨のご連絡をいただいております。

続きまして議案書 8 ページをご覧ください。

申請番号 R8-3 についてです。

所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら福田悪水が該当し、始末書が添付されております。担当は渡邊推進委員ですが、事務局へ問題ない旨のご連絡をいただいております。

申請番号 R8-4 についてです。

所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら福田悪水が該当しております。担当は鈴木正委員です。

鈴木正委員 問題ございません。

事務局 報告案件は以上でございます。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和 8 年 5 月 25 日、月曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所本館 3 階 306・307 会議室にて開催予定ですのでよろしくお願ひします。

以上で令和 8 年度第 1 回農業委員会を閉会します。

本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後2時30分—

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_